

## (仮称) 三島市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例案について

### 1 趣旨

土砂等による土地の埋立て等に対して独自の規制を行うことにより、災害の防止及び環境の保全を図り、もって市民の生命、身体及び財産の安全並びに良好な生活環境を確保することを目的として標記の条例を定めるものです。

### 2 制定の背景

三島市では、現在、静岡県土採取等規制条例（昭和50年静岡県条例第42号。以下「県条例」という。）に基づき、土砂等による土地の埋立て等に対する規制を行っています。県条例では、面積が1,000平方メートル以上、又は、土砂等の量が2,000立方メートル以上の土の採取等について届出を義務付けています。しかしながら、近年、周辺市町において無届けで土を捨て去るといった問題が複数発生しており、対応できない事案が出てきていることから独自に規制を強化した条例を整備しています。

三島市では、このような問題は今のところ発生していませんが、周辺市町が規制を強化したことに伴い、今後、発生するおそれがあることから、予防的に規制を強化する必要性が高まっています。

### 3 条例案の概要

本条例では、以下の内容を定める予定です。

#### (1) 規制の対象となる行為

土砂等による土地の埋立て又は盛土をする行為及び当該行為を行う場所を含む一団の土地の区域において、当該行為と一連の行為として行われる切土、床掘その他の土地の掘削をする行為（以下「土地の埋立て等」という。）が規制の対象となります。

#### (2) 土地の埋立て等の許可

ア 原則として、事業区域の面積が1,000平方メートル以上又は土砂等の量が1,000立方メートル以上となる土地の埋立て等について許可が必要となります。ただし、市外の土砂等を含む場合にあっては、事業区域の面積が500平方メートル以上又は土砂等の量が500立方メートル以上となる土地の埋立て等について許可が必要となります。

イ 事業区域及びその周辺が平地の場合における土地の埋立て等にあつては、上記(2)の条件に加えて盛土高1メートル以上となる土地の埋立て等について許可が必要となります。

ウ 面積及び土量については、当該事業区域と一団であると認められる区域において、当該土地の埋立て等に着手する日前3年以内に土地の埋立て等が行われ、又は現に行われている場合にそれらを合算することとします。

### (3) 土壌検査等の実施と報告

事業区域の面積が、3,000平方メートル以上になる場合は、定期的な土壌検査及び水質検査の実施とその報告が必要となります。

### (4) 基準値を超えた場合の修復

許可を受けた事業主及び土地所有者は、土壌検査及び水質検査により基準値を超える汚染物質が発見されたときは、直ちに、修復等の必要な改善措置を講じなければなりません。

### (5) 検査基準に適合しない土砂等による土地の埋立て等の禁止

何人も、土壌検査及び水質検査の基準に適合しない土砂等を用いて、土地の埋立て等を行い、又は行わせてはなりません。

### (6) 事前説明

事業主及び工事施工者は、周辺住民等に対して説明会を開催することにより、事業について周知しなければなりません。

### (7) 土地所有者等の責務

ア 土地所有者は、その所有する土地において、不適正な埋立て等が行われることのないよう努め、不適正な埋立て等が行われることを知ったときは、これを是正するための必要な措置を講じるよう努めなければなりません。

イ 土地所有者は、事業区域内に所有する土地において、土砂の流出、崩壊その他の災害を防止するための必要な改善措置を講じなければなりません。

### (8) 跡地の緑化等

事業区域の跡地の周辺の環境の保全のため必要があると認められるときは、事業主は、当該事業区域の土の採取等に係る跡地について緑化等必要な措置を講じなければなりません。

### (9) 立入検査

市職員に立入検査権を付与し、事業主等の事務所又は事業区域内の土地若しくは建物へ立ち入り、土地の埋立て等の施工の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査し、又は関係人に質問することができることとします。

**(10) 手数料**

許可及び変更許可を申請する際に、手数料の徴収を予定しています。

**(11) 罰則**

無許可の事業、変更許可を受けずに行う事業、改善措置命令及び原状回復命令の違反等については、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を予定しています。

**4 その他**

**(1) 施行期日**

平成26年7月1日から施行する予定です。

**(2) 経過措置**

ア この条例の施行の際、三島市土地利用指導要綱に基づく承認を受けて土地の埋立て等を施工している方は、平成29年6月30日までは、この条例の許可を受けずに、引き続き土地の埋立て等を行うことができます。

イ 上記アの場合を除いて、施行期日以降も、引き続きこの条例の適用を受ける土地の埋立て等を行う場合は、施行期日までに、この条例に基づく許可の申請が必要となります。この場合、その申請について許可又は不許可の決定の通知を受けるまでの間は、引き続き当該土地の埋立て等を行うことができます。